

露店等開設における遵守事項

露店などを開設する際には、次の事項を遵守してください。

1. 消防水利（消火栓、防火水槽等）の位置から5 m以内の場所には設備を設置しないこと。
2. 消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設備を設置しないこと。
3. 火器等を扱う露店等は、消火器を設置し、取扱方法等及び防火安全上の管理を徹底すること。
4. 火災等の発生に備え、消火、通報、避難誘導等の担当者を決めておくこと。
5. 可搬式発電機は、使用禁止のため持ち込まないこと。
6. 玩具用煙火は、たばこ等の火で容易に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防災処理を施した覆いをするよう徹底すること。
7. 内容等届出事項を変更したときは、直ちに主催者に連絡すること。

イベント会場で火気器具等を使用する皆様へ



不特定多数の方が集合するイベントで火気器具を使用する場合は、消火器の準備が必要になります。

火気器具等

移動式ストーブ、ガスコンロ、カセットコンロ、バーベキューコンロ、七輪、電気コンロ、IHコンロ、可動式発電機など。



消火器

ABC消火器を1個以上設置すること。

